

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年1月26日(2006.1.26)

【公表番号】特表2005-511708(P2005-511708A)

【公表日】平成17年4月28日(2005.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2005-017

【出願番号】特願2003-550646(P2003-550646)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/167	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)
A 6 1 K	31/04	(2006.01)
A 6 1 K	31/095	(2006.01)
A 6 1 K	31/724	(2006.01)
A 6 1 K	33/04	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/167
A 6 1 K	9/06
A 6 1 K	9/08
A 6 1 K	9/20
A 6 1 K	31/04
A 6 1 K	31/095
A 6 1 K	31/724
A 6 1 K	33/04
A 6 1 P	9/00
A 6 1 P	9/10
A 6 1 P	43/00

1 2 3

【手続補正書】

【提出日】平成17年11月29日(2005.11.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

有茎皮弁において、または任意の微小血管外科手術において、壊死を予防するための薬学的組成物であって、該薬学的組成物は、治療的有効量の血管拡張組成物を含み、該組成物は、NOもしくはNO供与体または組織内でニトロソチオールの形成を引き起こすプロドラッグを、必要に応じてリドカインと組み合わせて含有し、該薬学的組成物は、局所適用のために処方される、薬学的組成物。

【請求項2】

分子量10,000までの亜硝酸アルキルを含有する、請求項1に記載の薬学的組成物。

【請求項3】

前記亜硝酸アルキルが、亜硝酸エチルである、請求項2に記載の薬学的組成物。

【請求項4】

S-ニトロソチオールを含有する、請求項1に記載の薬学的組成物。

【請求項5】

前記S-ニトロソチオールが、シクロデキストリンNOである、請求項4に記載の薬学的組成物。

【請求項6】

金属ニトロシルを含有する、請求項1に記載の薬学的組成物。

【請求項7】

薬物を送達する薬学的組成物であって、該薬学的組成物は、該薬物は、 $1 \mu M \sim 100 mM$ のニトロシル化ポリチオール化シクロデキストリンまたは他のニトロシル化ポリマーもしくはシクロデキストリンにより例示される長寿命ゲルコーティング等価物を含有するゲル中もしくは溶液中または薬学的基剤中に取り込まれた薬物を含むか、あるいは、一酸化窒素を送達するコーティングを含み、該組成物が、皮膚に局所的に、または胃腸管に局所的に投与されるために処方される、薬学的組成物。

【請求項8】

前記薬物が、 $1 \mu M \sim 100 mM$ のニトロシル化ポリチオレート化シクロデキストリンを含むゲル中に、治療的有効量で取り込まれる、請求項7に記載の薬学的組成物。